

上郡町導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

上郡町は、兵庫県と岡山県の県境に位置し、国道2号と国道373号が町内を走り、上郡駅では山陽本線と智頭線が接続するなど交通の結節点となっている。

人口は平成7年以降減少を続けており、令和2年の人口は13,879人と平成27年に比べて8.83%減少し、令和2年の年齢3区分別人口構成比を見ても、15歳未満が9.2%（平成27年10.8%）、15～64歳が50.8%（平成27年56.3%）、65歳以上は40.0%（平成27年32.9%）と少子高齢化と生産年齢人口の減少がより進んでいることから、将来的な労働力不足等の課題を抱えている。

本町には約600の事業所があり、業種別では卸売業、小売業が約140事業所と最も多く、建設業が約70事業所、製造業は約40事業所稼働している。現状のまま事業を続けたい事業所が多い中で、僅かではあるが事業拡大を検討している事業所もあることから生産性を向上させ、労働力不足等の課題に対応していくことが求められている。

(2) 目標

当町は、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、先端設備等の導入によって生産性の向上を促していくことによって地域経済の更なる発展に資することを目指す。これを実現するために、計画期間中に3件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

上郡町の工業は電気部品製造業をはじめ、食品、樹脂製品などの業種が点在して立地している。そのほとんどが中小企業であり、特定の業種には特化していないことから、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、本計画の目標が先端設備等の導入によって生産性の向上を促し、地域経済の更なる発展に資することであるから、太陽光発電関連設備については、主たる工場や事務所などの敷地内に設置し、その発電電力を直接製品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供するために自ら電力を消費する設備及び余剰電力の売電収入を得るための設備を対象とし、それ以外の設備（全量売電設備であって土地に自立して設置するものなど）については対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

上郡町においては、町内全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促し、生産性の向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

町内全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促し、生産性の向上を実現する必要がある。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる業種・事業であれば、幅広く対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年8月6日から令和7年3月31日までとする。計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

配慮すべき事項は次のとおりとする。

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定を対象とせず、雇用の安定に配慮すること。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象とせず、健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ③町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。